日本緩和医療学会専門医・認定委員会　制度検討WPG
2024年2月5日　委員会承認

専門医指導医更新（新制度）Q&A

Ⅱ.専門医・指導医に関する事項
5.更新制度に関する事項
(1)専門医・指導医の更新申請条件
(2)更新審査と申請方法
(3)職歴および診療実績
(4)業績：単位数
(5)業績：記載方法
(6)業績：証拠書類
(7)業績：審査
(8)更新の猶予
(9)認定医として更新
(10)更新の辞退
(11)異動・退職

【Ⅱ.専門医・指導医に関する事項】
[5.更新制度に関する事項]
(1)専門医・指導医の更新申請条件

ＱⅡ-5-1　専門医の資格更新について教えてください。
ＡⅡ-5-1　専門医・認定医認定制度に関する細則第7条のとおり、5年毎に更新の手続きをとらなければなりません。ただし、更新を申請する年の8月末日までの5年間の実績が評価対象となるため、2010年4月に認定された専門医は、専門医制度発足時の特例として、第1回目の更新は認定から6年目となります。更新が認められた場合は2016年4月から有効となり、第2回目以降の更新からは5年毎になります。なお、2011年4月以降に認定される専門医から、第1回目の更新は認定から5年目の2015年以降となり（専門医に認定される前年の実績も評価対象に含まれることになりますので注意してください）、更新が認められた場合は申請した翌年の4月から有効となります。それ以降は5年毎の更新になります。

ＱⅡ-5-2　指導医の資格更新について教えてください。
ＡⅡ-5-2　指導医は専門医に付随する資格であり、専門医資格を更新すれば自動的に指導医も更新されます。専門医資格を更新せずに、指導医資格だけを更新することはできません。

ＱⅡ-5-3　指導医の認定期間は、指導医取得からの5年間ですか、それとも専門医取得（あるいは更新）からの5年間ですか。

ＡⅡ-5-3　指導医は専門医に付随する資格であり、指導医としての認定期間は専門医資格を取得（あるいは更新）からの５年間です。

(2)更新審査と申請方法

ＱⅡ-5-4　資格更新はどのような形で審査されるのですか。

ＡⅡ-5-4　更新料 20,000 円（審査料を含む）の納付と書類の提出、及び専門医認定更新試験（WEB）を受験することが求められます。提出された書類と専門医認定更新試験の成績を専門医審査部会において審査し、一定の基準に達していると判断された場合に資格更新が認められます。提出に必要な書類は、すべて本学会のホームページからダウンロードできます。

(3)職歴および診療実績

ＱⅡ-5-5　申請書の診療実績は最も勤務期間の長い施設のものを提出すればいいのですか。

ＡⅡ-5-5　2019 年度の更新申請より、職歴および診療実績の記載書類は１枚のみになりました。職歴欄に実績対象期間内のすべての職歴をご記載ください。

ＱⅡ-5-6　診療実績のエフォート率とは何ですか。

ＡⅡ-5-6　専門医に求められる「診療」、「教育」、「研究」の各領域に、その在籍施設においてどのくらいの時間をかけているかをみるためのものです。会議など分類不能のものは「その他」とし、「診療」、「教育」、「研究」、「その他」を足して 100%になるように記載してください。診療では、一般診療と緩和医療に分けてください。日により、月により、年により、その割合は変わると思いますが、在籍期間内の平均値を記載してください。

ＱⅡ-5-7　「専門医として認定された後、引き続き緩和医療に従事していること」とは、どのくらいの内容や期間をもって充分と判断されるのですか。

ＡⅡ-5-7　「引き続き緩和医療に従事していること」とは、根治を目指した積極的がん治療や非がん疾患治療等に並行しながらであって構いませんが、エンド・オブ・ライフ・ケアや意思決定支援なども含めて、緩和医療専門医として緩和医療の専門的知識・技術に基づく臨床実践やコンサルテーション活動等が行われていることを指します。緩和ケア病棟や緩和ケアチーム等の勤務に限定するものではありません。最終的には専門医審査部会での審査となります。

(4)業績：単位数

ＱⅡ-5-8　更新に必要な業績はどのようなものですか。

ＡⅡ-5-8　業績は、「学会・セミナー出席」、「学会発表」、「論文・著書」、「専攻医指導・育成実績」「教育実績・専門医試験問題作成・専門医試験症例報告書事前審査」の５群に分け、単位に換算します。更新を申請する年の８月末日までの５年間に、各群合わせて 50 単位以上の取得が必要です。

・単位は専門医業績単位ページをご確認ください

1）学会・セミナー出席
・本学会学術大会、本学会教育セミナー、専門医・認定医セミナーは出席それぞれ1回10単位とし、5年間で、本学会学術大会出席1回以上、尚且つ専門医・認定医セミナー出席1回以上を含む30単位を必須としますが、単位数は40単位が上限です。
・なお、本学会学術大会あるいは支部学術大会の参加証の再発行は出来かねますので、大切に保管をお願い致します。
・本学会学術大会時に行われる「医療安全」、「医療倫理」、「感染対策」に関する講習会は、出席1回2単位とし、出席回数にかかわらず上限は2単位とします。本年度は必須ではありません。
・本学会支部学術大会は出席1回につき5単位、緩和医療関連学会、基本領域の学会については、出席1回につき3単位とします。
・本学会支部学術大会、緩和医療関連学会、基本領域の学会、「安全・倫理・感染」講習の合計単位数は6単位が上限です。
・すなわち、本群で取得できる最大単位数は46単位です。

2）学会発表
・本群で取得できる単位数の上限はありません。
・１学会において、筆頭演者、共同演者を含めて複数の発表がある場合は、それぞれについて規定の単位数が認められます。
・発表の内容は、緩和医療に関するテーマに限ります。

3）論文・著書
・本群で取得できる単位数の上限はありません。
・論文に関しては、英文か和文か、収載された雑誌にインパクトファクター（impactfactor、以下IF）がついているか、IFがない場合は査読があるか、の3項目について以下のように分類し、単位を設定します。以下の単位数は筆頭著者に対するもので、共同著者についてはその0.8の単位数とします。これは、専門医を目指す医師の育成を推進することを目的に設定されました。
・収載雑誌の名称や論文の種類（原著、症例報告、総説など）は問いませんが、内容は緩和医療に関するテーマに限ります。・著書に関しては以下の通りで、緩和医療に関する内容に限ります。
・本学会学術誌（Palliative Care Research）の査読を行った場合、1論文につき1単位を算定します。査読による単位は5単位を上限とします。

4）専攻医指導・育成実績
・本群で取得できる単位数の上限はありません。
・専攻医の症例報告書の指導・署名2例毎に1単位とします。ただし、専攻医1名につき10単位（つまり20症例）が上限です。
・指導医の新規申請要件としては専攻医の専門医合格の実績を求めますが、更新要件としては専門医試験の合否に関わらず指導実績に単位を付与します。

5）教育実績（緩和医療に関する教育に限る）・専門医試験問題作成・専門医試験症例報告書事前審査
・本群で取得できる単位数の上限はありません。
・専門医試験問題の作成あるいは症例報告書の事前審査に関わった専門医には、1 年毎に 1 単位付与されます。
ＱⅡ-5-9　更新単位の著書について、どのようなものが緩和医療関連学術書に分類されますか。
ＡⅡ-5-9　学術団体が編集している書籍で、緩和医療の内容であれば緩和医療関連学術書とします。

ＱⅡ-5-10　教育機関等での講義は、1 回講義をすれば 5 単位になるのですか。
ＡⅡ-5-10　1 年度に複数回講義しても、学年やテーマが同じであれば 1 年で 5 単位とします。指導者研修会や緩和ケア研修会（PEACE project）の講師の場合は、1 回の研修会で複数のテーマを担当しても 1〜3 単位です。

ＱⅡ-5-11　緩和ケア研修会（PEACE project）の講師・ファシリテーターについて詳細を教えてください。
ＡⅡ-5-11　「グループ演習やワークショップ」のメインファシリテーターあるいは「がん患者等のへの支援」の講師に対して研修会 1 回の開催につき 2 単位付与されます。また、個別グループのファシリテーターは研修会 1 回の開催につき 1 単位付与されます。「開催にあたって」、「e-learning の復習・質問」、「ふりかえりと修了式」は講義ではないので、教育実績にはなりません。

ＱⅡ-5-12　1 回の緩和ケア研修会（PEACE project）で、講師とグループファシリテーターの両方を実践しました。単位数を合算してもよいでしょうか。
ＡⅡ-5-12　1 回の緩和ケア研修会（PEACE project）で複数のセッションの講師・ファシリテーターを担当された場合は、講師の単位「2 単位」が最大となります。

ＱⅡ-5-13　1 年間に複数の緩和ケア研修会（PEACE project）で、講師やグループファシリテーターを実践しました。単位数はどうなりますか。
ＡⅡ-5-13　各施設での開催ごとに件数として計上していただけます。

ＱⅡ-5-14　専門医試験審査時の症例報告書事前審査は「専攻医指導・育成実績」の単位に該当しないのですか。
ＡⅡ-5-14　該当しません。直接専門医を指導した実績では無いため、指導医の認定要件である「専攻医指導・育成実績」としては認められません。

ＱⅡ-5-15　海外の関連学会の業績について
ＡⅡ-5-15　専門医更新においては、業績単位表の 50 点以上の業績が必要となります。単位が足りない場合は海外の関連学会の業績も考慮して、最終的には専門医審査部会での審査となります。

(5)業績：記載方法

ＱⅡ-5-16　業績はどのように書けばよいのですか。

ＡⅡ-5-16　専門医認定後または最終更新後の緩和医療に関するすべての業績について、項目ごとに新しいものから順に記載してください。ただし、2012 年 4 月以降に認定される専門医は、専門医に認定される前年の業績も第 1 回目の更新で評価対象となりますのでご注意ください。2012 年に認定される専門医は 2011 年に専門医試験を受験します。5 年後の更新申請の際には、この 2011 年の業績から含まれることになります。

「学会・セミナー」は参加した学会名、教育セミナー名、開催地、開催年月日を、「学会発表」は、演者全員の氏名、題目、学会名、開催地、開催年を記載してください。

「論文・著書」の記載様式は、バンクーバー方式（2003 年版・引用順方式）で記載し、論文・著書それぞれに、査読の有無（掲載雑誌の査読制度の有無ではなく、提出論文が直接査読を受けた場合を、有としてください。）、IF の有無（掲載雑誌に IF がついているものは有）を記載してください。IF は、Journal Citation Reports（https://jcr.clarivate.com/jcr/home）で調べることができます。

「教育実績」は、題目、講義・セミナーや研修会等の名称、依頼者、開催施設名、開催地、実施年月日を、教育機関等での講義では、当該教育機関名、講義のテーマ、講義日をそれぞれ記載してください。そして、項目ごとに申請者が計算した単位数を、所定の場所に記載してください。

(6)業績：証拠書類

ＱⅡ-5-17　業績を証明するための学会参加証などはコピーでいいのですか。

ＡⅡ-5-17　問題ございません。以下の注意事項をご確認ください。

1）学会・セミナー出席

・本学会学術大会の参加証はコピー可。なお、2023 年度以降の参加実績は、単位登録システムに自動的に登録されますので、証明書が不要です。

・教育セミナー、専門医・認定医セミナーの修了証および本学会学術大会時に行われた医療安全・倫理・感染対策講習会の出席証明書は単位登録システムに自動的に登録されますので、証明書が不要です。

・他学会の参加証はコピー可。

2）学会発表

・その内容が学会誌等で確認できるものに限り、1 件につき学会名、開催期間、場所、発表抄録等のコピーを、A4 サイズ片面 2 枚以内にまとめてください。

※目次のみの添付は不可です。必ず発表内容がわかる抄録等を添付してください。

3）論文・著書

・論文は別刷または全文コピーを用意してください。

・著書は書籍名、発行年、発行者、執筆者名、目次や題目等がわかる部分のコピーを提出してください。なお、コピーは A4 サイズ片面とし、6 枚以内にまとめてください。

・本学会学術誌（Palliative Care Research）査読については、総単位数が 40 単位に満たない場合のみ学会事務局からオンラインジャーナル（学会誌）編集委員会に照会します。※照会することに同意いただいた場合のみ。

4）専攻医指導・育成実績
・2023 年度以降、症例報告書の承認作業後に単位登録システムに自動的に登録されます。

5）教育実績
・セミナー、研修会等の場合は講師であることがわかるプログラムを、教育機関等での講義の場合は、カリキュラムやパンフレット等その内容が確認できるものを、他学会の教育セミナー講師の場合は講師であることがわかるプログラムと招聘状を、A4 サイズ片面 3 枚以内にまとめてください（コピー可）。

【注意】これら業績を証明するための別刷やコピーには、業績書に付した通し番号と同じ番号を右上に記載してください。原本の場合は対応する番号を記載する必要はありません。

(7)業績：審査

ＱⅡ-5-18　取得した単位数が多ければ、審査の際に評価が高くなるのでしょうか。
ＡⅡ-5-18　例えば「50 単位で申請した人より 70 単位で申請した人の方が有利か」ということだと思いますが、そのようなことはありません。ただし、単位として認められない業績は加点されず、必要総単位数に満たない場合がありますので注意してください。

(8)更新の猶予

ＱⅡ-5-19　どのような場合に更新が猶予されますか。
ＡⅡ-5-19　一回の更新につき、次の場合 2 年間を限度とする猶予が認められます。留学、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、研究・進学、管理職就任・公的機関への出向、災害被災などにより在籍施設での緩和医療に関する診療活動や自己学習が不可能であった場合、更新単位が不足する場合には、更新猶予の届けを提出することができますが、専門医審査部会での審査になります。
「更新猶予申請書」と在籍施設での診療活動が不可能であることを証明する診断書や休職証明書等の書類を添付して提出してください。但し退職して一時的に在籍する施設がない場合等では在籍施設からの証明は必要としません。更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請をする必要があります。猶予期間は 1 年または 2 年とし、猶予期間中も専門医資格を維持することができ、更新単位の取得も可能です。その場合の専門医資格の有効期間は、更新前は 6 年または 7 年、更新後は 5 年間となります。

ＱⅡ-5-20　実績対象期間内に休会をした場合には更新申請の時期はいつになりますか。

ＡⅡ-5-20　更新単位を取得していれば、当初予定されていた更新申請時期での更新が可能です。但し、休会期間中に出席した単位取得対象となる学会やセミナー、行った講義などは更新単位として認められません。また、休会期間中に更新申請を行うことはできませんので、その場合には別に更新猶予申請を行ってください。なお、休会中であっても更新についての案内は行われます。

(9)認定医として更新

ＱⅡ-5-21　専門医の更新に必要な 50 単位を取得できませんでしたが、30 単位以上はあります。どうにかなりませんか。

ＡⅡ-5-21　専門医の更新に必要な 50 単位には満たなくても、30 単位以上ある場合、2 通りの選択が可能です。一つは先述の更新の猶予を申請する方法、もう一つは認定医として更新する方法です。ただし、後者の場合、再度専門医や指導医を目指す場合は、全く新規の申請が必要になりますので、ご留意ください。

(10)更新の辞退

ＱⅡ-5-22　やむを得ず専門医あるいは指導医の更新を辞退したいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

ＡⅡ-5-22　専門医資格更新を行わない場合、退職等で緩和医療の臨床から離れてしまう場合には、学会ホームページより『専門医・認定医：失効届』をダウンロードし、ご提出ください。

(11)異動・退職

ＱⅡ-5-23　専門医（指導医）ですが、異動しました。どのような手続きが必要ですか。

ＡⅡ-5-23　学会ホームページ会員マイページから会員名簿の内容を変更してください。必要に応じて研修施設の内容変更も行ってください。

ＱⅡ-5-24　専門医（指導医）ですが、退職しました。どのような手続きが必要ですか。

ＡⅡ-5-24　学会ホームページ会員マイページから会員名簿の内容を変更すると同時に、『専門医・認定医：失効届』を提出してください。必要に応じて研修施設の内容変更も行ってください。